

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)



食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援をします。

支給対象者
令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給する障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等のうち、主たる生計維持者(主に所得が高い方)で、令和5年度の市民税が非課税または、物価高騰の影響を受けて、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

給付額 児童一人当たり一律50,000円(1回限り)

支給・申請方法
詳しい情報は、市ホームページをご確認ください。

申請期限 令和6年2月29日(木)まで
※ただし、新生児が出生したなどの理由で令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした方は、令和6年3月15日(金)まで

その他 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)との重複受給はできません。

子育て支援課 ☎(21) 2 2 2 2

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)



食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援をします。

支給対象者
(1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
(2) 公的年金給付等により児童扶養手当を受給していない方で、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
(3) 児童扶養手当を支給されていないひとり親世帯の方のうち、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額 児童一人当たり一律50,000円(1回限り)

支給・申請方法 支給対象者(1)の方は申請不要で、5月26日に児童扶養手当支給口座に振り込みました。支給対象者(2)、(3)に該当する方は、申請が必要です。所得や養育状況に関する要件や申請方法等の詳しい情報は、市ホームページをご確認ください。

申請期限 令和6年2月29日(木)まで

その他 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)との重複受給はできません。

子育て支援課 ☎(21) 2 2 2 2

高齢者配食サービス事業者のお知らせ
市では、65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯等(※その他要件あり)で、食材の確保・調理が困難な方を対象として、昼食をお届けし、あわせて安否の確認を行う「高齢者配食サービス事業」を実施しています。令和5年度の委託業者は次のとおりです。(※配達可否については事前にお問い合わせください。)

令和5年度高齢者配食サービス事業者一覧

事業者名	栃木	大平	藤岡	都賀	西方	岩舟
有限会社 ききょう	○					
社会福祉法人 スイートホーム	○			○		
まごころ弁当栃木中央店	○	○				
株式会社トレンド (配食のふれ愛栃木店)	○	○	○	○	○	○
株式会社シニアライフクリエイト (宅配クック123)	○	○	○	○		○
ワタミの宅食栃木営業所	○	○	○	○		○
【新規業者】まごころ弁当鹿沼店	○			○	○	
【新規業者】栃木ソーシャルサービス株式会社(ライフデリ栃木店)	○	○	○	○	○	○

委託期間 令和6年3月31日まで
地域包括ケア推進課 ☎(21) 2 2 4 4

介護サービス利用者の方へ高年齢介護課からのお知らせ

介護保険負担限度額認定証の交付
要介護等認定者が老人福祉施設等に入所または短期入所する場合の食費および居住費(滞在費)については、一定の要件により軽減される制度がありますので、希望される方は申請ください。

対象 次の全ての要件を満たす方
①住民票上の世帯全員が市民税非課税(※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は該当となりません)／②預貯金等(有価証券等を含みます)が別表の基準以下であること／③介護保険料を滞納していないこと

別表

利用者負担段階	預貯金等の基準
第1段階(生活保護受給者・非課税世帯である高齢福祉年金受給者)	単身…1,000万円 夫婦…2,000万円
第2段階(年金収入等80万円以下)	単身…650万円 夫婦…1,650万円
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	単身…550万円 夫婦…1,550万円
第3段階②(年金収入等120万円超)	単身…500万円 夫婦…1,500万円

申請方法 高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課へ。預貯金等の状況を確認します。申請者は配偶者名義(配偶者がいる場合は配偶者名義のものも併せて)の通帳(過去2か月の状況が確認できるもの)、有価証券等をすべてお持ちください。なお、有効期限が7月未までの認定証をお持ちの方には、申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえご持参ください。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する「特別養護老人ホーム」「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」および「小規模多機能型居宅介護」等のサービス(介護予防サービスを含む)については、一定の要件により利用者負担軽減の制度がありますので、希望される方は申請ください。※ただし、軽減を行っていない社会福祉法人もあります。

対象 次の全ての要件を満たす方
①住民票上の世帯全員が市民税非課税(※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は該当となりません)／②令和4年中の収入(遺族年金、障害年金等の非課税年金および仕送りも含みま

す)が次の金額以下であること。150万円+(世帯員の人数-1)×50万円／③預貯金等(有価証券を含みます)の額が次の金額以下であること。350万円+(世帯員の人数-1)×100万円／④日常生活に必要な資産(自宅等)以外に活用できる資産がないこと／⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと(所得税上の扶養となっていない方、医療保険の扶養となっていない方は該当となりません)／⑥介護保険料を滞納していないこと

申請方法

高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課へ。所得、預貯金等の状況を申告いただきますので、世帯全員(世帯を分けている配偶者を含む)の通帳(過去1年間の状況が確認できるもの)、有価証券等をお持ちください。なお、有効期限が7月未までの認定証をお持ちの方には、申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえご持参ください。

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」
期間中は、国・県・市町村が地域民間団体等と連携しながら

お風呂のリフォームは **新築住宅 リフォーム** エクステリア・店舗・インテリア お住いの事なら何でもご相談下さい! まずはお電話下さい! **見積り無料!!** 夏がオススメです!

アフティ 住所: 栃木市城内町2-48-4 電話: 0282-22-7207 FAX 0282-22-7209 http://www.cc9.ne.jp/~aft/

かたづけ屋★栃木です!! 真夏の前にかたづけや(☆▽) 建物解体工事 不用品処分

◆建物等解体工事◆ 建替・相続等の解体に自信アリ! ◆不用品処分◆ 机・椅子・家具・衣服・家電など

株式会社くりかい ☎0282-30-1632 栃木県栃木市宮町55-1 info@cri-kai.com

非行・被害防止活動を展開しています。 市では、有害環境浄化活動として店舗の立入調査や街頭指導等を実施します。青少年は地域社会で育ちます。地域社会の一員として、共助の精神で明るい地域を作ることが大切です。青少年の問題行動は、大人にも責任があります。みんなが「交通ルールを守る」などの規範意識を持ち、子どもたちにも社会人としての手本を示すことが重要です。また、青少年を健やかに育てるには、家族が果たす役割が大きく、親は常に子を導くよう努めることも大切です。

家庭の日

県は、家族のきずなを大切にするために毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。市や県有施設において子ども料金の無料化なども行われていますので、家族で一緒の時間を過ごすみてはいかがでしょうか。

とちぎの子ども育成憲章

明日を担うとちぎの子どもたちが、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく成長するために、親はもとより周囲の大人が責任と自覚を持って子どもの成長に関わっていく必要があります。そこで県では、子どもを健全に育てていく指針として「と

ちぎの子ども育成憲章」を制定しています。(詳しくは県民協働推進課のホームページへ) **【非行問題・不登校など】** 直接または電話で青少年育成センター ☎(23) 6 5 6 6 へ相談ください。 **【はじめ相談電話】** 専用電話 ☎(24) 0 6 6 7 **共通事項** **相談日** 毎週月～金曜日 **時間** 9時～17時 ※時間外は留守番電話 **【生涯学習課】** ☎(21) 2 4 8 9

巴波川一斉清掃の実施

巴波川一斉清掃にご協力をお願いいたします。主催: 栃木市河川愛護会、自治会連合会、地域クリーン推進員連合会、協力団体: 栃木市建設業関連団体連絡協議会 **日時** 7月1日(土) 7時～8時 **場所** 蟹田橋(大町)～新橋(河合町) **【栃木市河川愛護会事務局(道路河川維持課内)】** ☎(21) 2 4 0 2

